# 平成六年自治省令第四十六号

政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律施行規則

る法人格の付与に関する法律施行規則を次のように定める。 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第百六号)第五条第三項、第十五条及び附則第三条の規定に基づき、政党交付金の交付を受ける政党等に対す

(中央選挙管理会の確認に係る届出等)

**第一条** 政党(政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第百六号。以下「法」という。)第三条に規定する政党をいう。)は、 同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便によることなく文書で届け出なければならない とする場合には、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者、 同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは 法第五条の確認を受けよう

法第五条第一項の規定による届出に係る文書は、別記第一号様式によるものとする。

3 前項の届出に併せて提出する法第五条第二項第三号に規定する承諾書及び宣誓書は、別記第二号様式によるものとする。

第二条 法第十条の十第三項の規定による残余財産の国庫への帰属の申請に係る文書は、 (残余財産の国庫への帰属に係る申請文書) 別記第三号様式によるものとする。

第三条 法第十五条に規定する総務省令で定める文書は、 別記第四号様式によるものとする。

(合併に係る届出文書)

この省令は、平成七年一月一日から施行する。

ずる合併について証する書面によりするものとする。 法附則第三条第一項に規定する法第五条第一項の規定による届出をするときに併せてする届出は、 別記第三号様式に準じて作成する文書及び法第十五条に規定する合併に関する文書の写しに準

(平成一〇年一二月一一日自治省令第四四号)

この省令は、公布の日から施行する。

(平成一二年九月一四日自治省令第四四号)

)の省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

則 (平成一五年三月二四日総務省令第四二号)

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。 附 則 (平成二七年九月二五日総務省令第七九号)

(令和元年五月三一日総務省令第九号)

この省令は、公布の日から施行する。

(令和元年六月二八日総務省令第一九号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日 (令和元年七月一日) から施行する。

(令和元年八月八日総務省令第三二号)

九日から適用する。 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の政党助成法施行規則及び政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律施行規則の規定は、令和元年七月二十

(令和三年二月一日総務省令第五号)

法律(令和元年法律第七十一号)附則第二号に掲げる規定の施行の日 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定(別記第八号様式及び別記第九号様式の改正規定を除く。)は、 (令和三年二月十五日) から施行する。 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する

## 第1号様式(第1条第2項関係)

政 党 確 認 届

令和 年 月 日

中央選挙管理会 殿

政 党 の 名 称 事務所の所在地 代表者の氏名

政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

					記					
名			称	(ふりがな)						
目			的							
主	たる	事務	所	(〒 )						
の	所	在	地		(	電話				)
代	表	権	を	(ふりが 氏名	な)	(〒 (住所)	)			
有	す	る	者			(電話)				
解	散の	り事	由							
所	属国	会議	員	別紙のとおり						
				選    挙	選挙執行年	三月日	得	票	総	数
得	票	総	数		年 月	l B				票

## (備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け 出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行う こと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 「解散の事由」欄には、定めていない場合は「なし」と記載すること。
- 4 「得票総数」欄には、法第3条第1項第2号に該当する政党として届出をする場合に、 当該政治団体の得票総数が全国を通じて有効得票の2%以上である選挙について記載す ること。なお、「選挙」欄には、例えば、「衆議院(小選挙区選出)議員選挙」というよう に選挙の別を記載すること。

## (別紙)

所属国会議員一覧

氏	名	住	所	衆・参の別	選出区分	選出された
						選挙期日

# (備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「選出区分」欄には、衆議院議員及び参議院選挙区選出議員にあっては選挙区名を、 参議院比例代表選出議員にあっては「比例」と、それぞれ記載すること。

第2号様式(第1条第3項関係)

# 承諾書及び宣誓書

私は、(政党の名称)に所属する(衆議院議員又は参議院議員)として氏名その他の政 党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第5条第1項第6号に 掲げる事項を記載されることについて、承諾します。

また、私は、(政党の名称)以外の政党に所属していないことを誓います。

令和 年 月 日

> 氏 名 (署 名 )

住 所

政党の名称

代表者の氏名 殿

<sup>(</sup>備考)
1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
2 署名は必ず本人が自署すること。ただし、心身の故障その他の事由により署名することができないときは、記名押印をもって自署に代えることができる。

第3号様式(第2条関係)

# 残余財産国庫帰属申請書

令和 年 月 日

総務大臣 殿

政党の名称 清算人の氏名

(政党の名称) 清算人は、(政党の名称) 残余財産を国庫帰属させるべく次のとおり申請いたします。

- 1 法人の所在地
- 2 法人名
- 3 残余財産の内容
- 4 申請理由

## (備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 清算人本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、清算人本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 金融機関が作成する残高を証する書面及び清算人に係る登記事項証明書を添付すること。

第4号様式(第3条関係)

## 合併に関する得票総数届出書

令和 年 月 日

政 党 の 名 称 事務所の所在地 代表者の氏名

政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第15条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

RL .									
	得票総数	前 回 の 総 選 挙		前回の通常選挙		前々回の通常選挙			
	政治団体の名称等	小選挙区選挙	比例代表選挙	比例代表選挙	選挙区選挙	比例代表選挙	選挙区選挙		
合									
併									
前									
合併後									
後									

- (備考)

  1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
  2 この様式は1合併につき1枚とすること。
  3 この様式は1合併につき1枚とすること。
  4 代表者本人が届け出る場合にあっては本入権認書類の提示又は提出をその代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人が届け出る場合は、この限りでない。
  5 「政治団体の名称等」欄には、合併による解散年月日及び解散又は存続の別を併せて記載すること。